

平成30年 関東ジュニアゴルフ選手権 女子決勝競技
(茨城ゴルフ倶楽部 西コース)
ゴルフ場利用税非課税措置に関する手続きについて

『学校のゴルフ部所属選手』と『個人申込選手』で提出書類が異なるのでご注意ください。

ゴルフ部所属選手は、学校長の押印がある『ゴルフ場利用税非課税の証明書』と『ゴルフ場利用者名簿』の作成が必要となりますので、事前にご用意ください。

指定練習日に参加する選手は指定練習日の朝の受付時に、競技日のみ参加する選手は第1ラウンドの朝の受付時に提出してください。

詳細は下記の通りです。

◎学校のゴルフ部所属選手 [→提出書類はこちら](#)

- ・『ゴルフ場利用税非課税の証明書』と『ゴルフ場利用者名簿』を提出してください。
『ゴルフ場利用税非課税の証明書』には必ず**学校長の押印が必要**です。学校長の押印がないと非課税措置ができないので注意すること。
『ゴルフ場利用者名簿』は、その学校から参加する選手全員の名前を書いて代表部員が提出してください。
- ・学生証の提示は必要ないが、必ず携帯していること。
- ・「利用期間」は
指定練習日に参加する選手は、7月24日から7月27日までの4日間
競技日のみ参加する選手は、7月25日から7月27日までの3日間
と記入してください。

◎個人申込選手 [→提出書類はこちら](#)

- ・『ゴルフ場利用税の非課税の適用を受ける届出書』を提出してください。
- ・提出時に**証明書類(学生証など)を提示**すること。証明書類の提示がないと非課税措置ができないので注意すること。
- ・満18歳の選手は、非課税措置の対象とならないので提出は不要です。